平成３０年（フ）第１０号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢５番地１
債務者　駒井　幸一
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第１６号
三重県伊勢市曽祢１丁目５番17号　グランシード曽祢　201号室
債務者　西垣　和輝
１　決定年月日時　平成30年３月19日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第９号
島根県出雲市灘分町９番地12
債務者　金築　　誠
１　決定年月日時　平成30年３月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第２３号
茨城県鹿嶋市大字宮中4680番地167（アーバンハイツⅡ－104）
債務者　大倉　ちず（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第７９号
埼玉県川口市柳崎３丁目17番13号　ニチエイマンション柳崎201号
債務者　荻田　義康
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
埼玉県吉川市大字保472番地２　ヒカリコーポ101号
債務者　佐藤美由紀
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
千葉県東金市上谷2633番地２
債務者　椎名　利明
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第５２号
静岡県駿東郡長泉町元長窪849番地の３
債務者　天野　洋子（旧姓東条・庄司）
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第５３号
静岡県沼津市青野473番地の３
債務者　庄司ゆき江
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
大分県宇佐市大字森山1813番地の37　グループホーム青空２
債務者　福井　金治
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月10日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１号
北海道紋別市幸町７丁目４番30号　みどり第２ハイツ　Ａ－12
債務者　菊池　公三
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時
旭川地方裁判所紋別支部

平成３０年（フ）第６０５号
大阪市此花区伝法１丁目１番２－1123号
債務者　宮本　芳彦
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６５２号
大阪市西区京町堀２丁目１番24－603号
債務者　北川　　怜
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６５３号
大阪市西区京町堀２丁目１番24－603号
債務者　北川　彩香
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６５７号
大阪府守口市大枝西町１番４号　３Ａ
債務者　谷本　浩一
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６９３号
大阪市淀川区木川西３丁目１番18－901号
債務者　堀川　優斗
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部